

第 8 号議案

上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 28 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。

(2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

改正前	改正後
(所掌事項) 第2条 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略	(所掌事項) 第2条 略 (4) 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第6号)第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 (7) 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。 <u>(8)</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 6 月 3 0 日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合

管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

上尾、桶川、伊奈衛生組合議会の個人情報保護に関する条例の制定に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。